

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程（以下「履修規程」という。）第11条及び九州歯科大学の卒業要件に関する規則第2条の規定に基づき、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（以下「臨床能力試験」という。）について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

(臨床能力試験)

第2条 臨床能力試験の評価は、臨床実地試験および一斉技能試験のそれぞれにおいて行う。

- 2 臨床実地試験で医療系大学間共用試験実施評価機構（以下、「共用試験機構」という。）が定める基準に達しない者は、不合格とし、再試験を受験しなければならない。
- 3 一斉技能試験で全課題の総合評価で共用試験機構が定める基準に達しなかった者は、不合格とする。
- 4 一斉技能試験で不合格の評価を受けた者は、補講及び再試験を受けなければならない。
- 5 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験の可否は、教授会で決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。